

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

(提出先)

年 月 日

大阪市

区選挙管理委員会委員長 あて

(申出者) 氏名

○

住所

(電話番号)

申出者が国及び地方公共団体の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

なお、閲覧事項の転記（入力）用としてノートパソコン等を使用する際は、転記作業に必要な機能（カメラ・ネットワーク・メール機能等）を閲覧中使用しないことを誓約します。

1	活動の内容	政治・選挙に関する（ 世論調査 ・ 学術研究 ）		
2	閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）		
3	閲覧者の氏名及び住所	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。） 氏名（職名） 住所（氏名）		
4	閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 閲覧事項の管理体制 閲覧事項の廃棄の時期 閲覧事項の廃棄の方法		
5	閲覧対象者の範囲			
6	調査研究の責任者の住所、氏名	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては調査研究の責任者の職名及び氏名、申出者が法人の場合にあっては調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。） 住所（職名）（役職名） 氏名		
7	調査研究の成果の取扱い	公表の時期	公表の方法等（具体的に記載すること）	
8	閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者の指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には、併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には、併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。） 申出者の指定する者で 閲覧者が国又は地方公共団体の機関の職員で 閲覧者が法人の役職員・構成員で ない ・ ある ない ・ ある ない ・ ある		
申出者が法人である場合				
9	法人閲覧事項取扱者の範囲			
申出者が個人である場合				
10	個人閲覧事項取扱者の範囲	別添申出書のとおり、公職選挙法第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 3 第 5 項の規定による申出を ☐ する ☐ しない		
11	申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	（委託者が国又は地方公共団体の機関である場合にはその名称。委託者が法人である場合にはその名称及び代表者並びに主たる事務所の所在地を記載すること。） 名称及び代表者 主たる事務所の所在地		
備 考		※申出者が国又は地方公共団体である場合は「4 閲覧事項の管理の方法」についての記載は不要である。 添付書類		